

懲戒処分宣告書

防衛技官

自衛隊法第46条第1項第2号の規定により、懲戒処分として停職20日に処する。

平成30年6月8日

沖縄防衛局長 中嶋 浩一郎



- 1 この処分を受けた者は、これに不服がある場合には、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に防衛大臣に対して審査請求をすることができる。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。
- 2 この処分についての処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する防衛大臣裁決を経た後でなければ提起することができない。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、防衛大臣の裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができる。
 - (1) 審査請求があった日から3月を経過しても、防衛大臣の裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する防衛大臣の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、提起しなければならない。ただし、この期間内であっても、防衛大臣の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができない。